

借入機器保守仕様

1 設置場所

福島県立相馬農業高等学校 情報処理室

2 機器の設置・調整について

- 福島県立相馬農業高等学校担当者と打ち合わせの上、設置完了までの日程調整を行うこと。
- 機器の設置及び調整は専門の技術者が行うこと。
- 機器の設置に当たっては、設置場所の状況に応じて耐震対策を施すこと。
- 各機器・各システムが正常に動作するまでのインストール作業、ソフトウェア調整作業、プログラム移行作業、データ移行作業を行うこと。
- 搬入、据付、配線（電源系含む）及び調整などに要する費用は、全て受注者の負担とする。

3 保守・支援要件について

契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

（1） ハード保守体制

- ア 障害に関する受付について、平日の9時00分から17時00分まで対応できる体制が整っていること。
- イ 障害発生から24時間以内に応急復旧を施し、72時間以内に完全復旧させること。また、要望があった場合は、代替品の提供を行うこと。

（2） 保守サービスについて

- ア 本システムを構成する全てのハードウェアについて、6年間の保守サービスを提供すること。
- イ 福島県立相馬農業高等学校担当者と打ち合わせの上、年1回以上の定期点検を実施すること。

（3） 教育・研修要件

機器設置完了後、福島県立相馬農業高等学校担当者と打ち合わせの上、2日以上ハードウェア及びソフトウェアに関する操作研修を実施すること。また、その後の技術的要望に対しても援助支援すること。

4 成果品の提出

設置完了後、以下の書類を提出すること。

- ネットワーク接続図
- 各機器環境設定書
- 運用・操作手引書
- 保守体制・定期点検項目・保守スケジュール・緊急時の障害復旧に関する説明書